

千葉市消防局口頭指導事後検証実施要領

1 目的

この要領は、指令管制員の行う口頭指導について、専門的及び医学的な観点から検証することにより口頭指導の技術向上を図ることを目的とする。

2 検証体制

(1) 一次検証

指令課において行う。

(2) 二次検証

口頭指導事後検証実施医療機関（以下「検証医療機関」という。）の医師が行う。

3 事務分掌

- (1) 指令課長は、事後検証全般を総括する。
- (2) 担当課長は、一次検証を掌理する。
- (3) 事後検証に関する庶務は、指令管制員が行う。

4 検証医療機関

- (1) 千葉大学医学部附属病院
- (2) 千葉県救急医療センター
- (3) あかいし脳神経外科クリニック
- (4) みつわ台総合病院
- (5) 千葉市立青葉病院
- (6) 千葉市立海浜病院

5 対象症例

千葉市内で発生した救急事故（P A連携を含む。）で、検証医療機関に搬送したもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指令管制員が通報受付時に傷病者を心肺停止状態と認識しなかったもののうち、救急隊の現場到着時に心肺停止状態だったもの。（現場到着時、既に心肺停止状態から回復しているものを含む。）
- (2) 収容医療機関の医師が必要と認めたもの。
- (3) 救急隊員が必要と認めたもの。
- (4) 指令管制員が必要と認めたもの。
- (5) 常駐医師が必要と認めたもの。

6 実施方法

- (1) 救急隊長は、上記5（1）から（3）までに該当したときは、傷病者観察等記録票の事後検証実施通知欄の備考に、その該当理由及びバイスタンダーCPR実施の有無を記入し、写しを指令課へメール送信する。
- (2) 指令課長は、傷病者観察等記録票を受領したときは、検証票（別紙）を作成し一次検証を実施する。（検証票の作成及び一次検証の実施は、下表のとおり）
ただし、対象症例のうち、上記5（4）に該当するときは、指令管制員が必要と認めた時点で、検証票を作成する。
- (3) 指令課長は、前月の対象症例を取りまとめ、救急課長に通知する。
- (4) 指令課長は、検証票を検証医療機関に送付する。
- (5) 検証医療機関の医師は、二次検証結果を検証票に追記する。
- (6) 指令課長は、二次検証結果を課内で共有する。

取扱班	一次検証
1班	3班
2班	4班
3班	1班
4班	2班

7 事後検証の活用

指令課長及び担当課長は、指令管制員の行う口頭指導の技術向上を図るため、この事後検証を有効に活用するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。